

# 答 申

## 審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示情報のうち、別表に記載する部分は開示すべきである。その他の部分を不開示とした処分は妥当である。

## 理 由

### 第1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成24年10月16日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「東日本大震災の震災がれきの受け入れをめぐって、「風評被害」を防ぐためにインターネット上の書き込み内容などのチェックを民間事業者に委託している事業について、事業の概要が分かるすべての資料（例、委託を実施するまでの経緯の資料、業者との契約資料、業者から報告の上がっている書き込み内容、市施策への反映状況など）」

- 2 実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成24年10月30日付け北九産風第21号で、行政文書の一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書一部開示決定通知書を平成24年11月11日に受領した。
- 3 異議申立人は、平成24年11月16日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第2 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消す、との決定を求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 個人・法人等の書き込みはすでにウェブサイト上で公になっている情報である。公になっている情報を北九州市が情報開示することが、なぜ個人・法人の権利利益を害することにつながるのか。因果関係が不明瞭であり、この部分を不開示とする対応は理解できない。個人・法人の権利利益を理由とするのであれば、最低でも個人・法人名部分を黒塗りにして公開するなどの対応もあったはずである。
- (2) ウェブサイト上の公開情報を開示することが「犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれにつながる」という理由も同様に因果関係がはっきりしておらず、不開示の理由として飛躍している。万が一「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」のであれば、市民の生命や財産、安全を守るという地方自治体の責務を鑑みた上で、事業を即刻中止すべきである。そもそも公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすリスクをとってまで、取り組むべきメリットのある事業なのか。大きな疑問が残る。
- (3) 契約業者とは高額の随意契約を結んでいる以上、なぜ契約先が当該業者である必要があったのか、市長は明確な理由を説明しなければならない。開示された資料では当該業者を特別に選んだ理由が判然とせず、事業の必要性や効果も分からない。黒塗りで契約の不透明性を助長するだけである。「事務の性質上、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」という判断も、具体的にどういう風に事務の遂行に支障がでるのか不明瞭であり、承服できない。
- (4) 北九州市情報公開条例は第1条で「市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資すること」を目的に掲げている。

請求文書は、東日本大震災の被災地からのがれき受け入れに関する内容である。がれき受け入れをめぐるっては、激しい反対運動が起きるなど、市民の不安も根強い。情報が不開示となることで、さらに市民の不安が助長されることも懸念される。市民の不安をぬぐい、条例の趣旨にうたう「知る権利」に十分にこたえるためには、公開すべき重要な情報である。

### 第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

#### 1 条例第7条第1号該当性

業者からの報告書に記載されている個人の書き込み者、個人に関する書き込み内容等は、抽出・分類した中で取り扱うことは想定しておらず、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、不開示とすべきであると判断する。

#### 2 条例第7条第2号該当性

業者からの報告書に記載されている法人等の書き込み者、法人等に関する書き込み内容等は、抽出・分類した中で取り扱うことは想定しておらず、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、不開示とすべきであると判断する。

また、契約書等に押印した法人の印影は、当該法人が取引に用いる印の印影であり、事業を行うものの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とすべきであると判断する。

#### 3 条例第7条第4号該当性

業者からの報告書に記載されている一部の記載内容は、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、不開示とすべきであると判断する。

#### 4 条例第7条第6号該当性

業者からの報告書の記載内容は、抽出・分類した時点で、市の意思が反映したものとして取り扱われ、公にすることにより、本調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とすべきであると判断する。

また、契約期間、契約の相手方、契約内容に関する記載の一部は、公にすることにより、本調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とすべきであると判断する。

## 第4 審査会の判断

### 1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、以下のとおりである。

「東日本大震災の震災がれきの受け入れをめぐって、「風評被害」を防ぐためにインターネット上の書き込み内容などのチェックを民間事業者に委託している事業について、事業の概要が分かるすべての資料（例、委託を実施するまでの経緯の資料、業者との契約資料、業者から報告の上がっている書き込み内容、市施策への反映状況など）」

(2) 実施機関は、本件行政文書として次の文書を特定している。

#### 文書1 記者発表資料関係文書

- ・ 『風評被害防止対策室』の新設について
- ・ 風評被害対策部会
- ・ 東日本大震災に伴う災害廃棄物処理事業予算（案）について

#### 文書2 委託契約書

#### 文書3 風評被害防止ウェブサイト調査業務委託契約伺い関係文書

- ・ 風評被害防止ウェブサイト調査業務委託契約の締結及び経費の支出についての起案書
- ・ 支出負担行為伺書（予定）
- ・ 「風評被害防止ウェブサイト調査業務委託」仕様書
- ・ ウェブサイト調査フロー図
- ・ ウェブサイト調査の専門業者について
- ・ 評価の内容と主な観点
- ・ 各業者からの企画書（見積書を含む。）
- ・ 指名基準の例外的取扱いについて
- ・ 地方自治法施行令
- ・ 北九州市契約規則
- ・ 北九州市契約規則の運用について
- ・ 委託契約書（案）
- ・ 災害廃棄物の処理に関する基本協定書
- ・ 予定価格調書（案）
- ・ 随意契約により契約する場合の事前確認表

#### 文書4 調査の基本的考え方に関する文書

- 文書5 サイト一覧に関する文書
- 文書6 調査の対応手順に関する文書
- 文書7 注視に関する文書
- 文書8 月次報告書
- 文書9 週次報告書
- 文書10 緊急報告書
- 文書11 日次報告書

(3) 本件の不開示情報は、次のとおりである。

文書2「委託契約書」中、

- ア 法人の印影
- イ 契約期間
- ウ 受託者の住所、商号又は名称、代表者
- エ 第3条（業務計画書の提出等）第1項及び第2項  
「風評被害防止ウェブサイト調査業務委託」仕様書」のうち、次の項目  
の記載内容
- オ 2 業務概要
- カ 3 履行期間
- キ 4 調査対象
- ク 5 具体的内容
- ケ 6 全般的注意事項
- コ 7 その他

文書3「風評被害防止ウェブサイト調査業務委託契約伺い関係文書」中、

「風評被害防止ウェブサイト調査業務委託契約の締結及び経費の支出につ  
いての起案書」のうち、次の項目の記載内容

- サ 3 契約期間
- シ 4 契約方法の（特命理由及び指名基準の例外的取扱い）の「本件業務委  
託は、」の直後から「は本市登録業者ではないため、」の直前までの部分
- ス 8 委託先  
「支出負担行為伺書（予定）」のうち、次の項目の記載内容
- セ 契約期間
- ソ 摘要の項の1行目の契約期間及び2行目の全て  
「風評被害防止ウェブサイト調査業務委託」仕様書」のうち、次の項  
目の記載内容
- タ 2 業務概要

- チ 3 履行期間
- ツ 4 調査対象
- テ 5 具体的内容
- ト 6 全般的注意事項
- ナ 7 その他
- ニ 「ウェブサイト調査フロー図」のうち、表題を除く全て
- ヌ 「ウェブサイト調査の専門業者について」のうち、表題を除く全て
- ネ 「評価の内容と主な観点」のうち、表題を除く全て
- ノ 「各業者からの企画書（見積書を含む。）」のうち、契約業者の企画書1枚目表面の業者名、1枚目裏面以降の企画書の内容の全て、見積書中の業者名、業者の印影、代表者、住所、電話番号、ファックス番号、件名、対策の内容及び費用の積算根拠、契約に至らなかった業者の企画書（見積書を含む。）の全て
  - 「指名基準の例外的取扱いについて」のうち、次の項目の記載内容
- ハ 2 業務内容
- ヒ 4 規定に該当する理由
  - 「委託契約書（案）」のうち、次の項目の記載内容
- フ 4 契約期間
- ヘ 受託者の住所、商号又は名称、代表者
- ホ 第3条（業務計画書の提出等）第1項及び第2項
- マ 「予定価格調書（案）」のうち、委託業務名及び合計金額を除く全て
  
- ミ 文書4「調査の基本的考え方に関する文書」の全て
  
- ム 文書5「サイト一覧に関する文書」の全て
  
- メ 文書6「調査の対応手順に関する文書」の全て
  
- モ 文書7「注視に関する文書」の全て
  
- ヤ 文書8「月次報告書」の全て
  
- ユ 文書9「週次報告書」の全て
  
- ヨ 文書10「緊急報告書」の全て
  
- ン 文書11「日次報告書」の全て

(4) 実施機関は、不開示の理由として下記を挙げている。

(第7条第1号に該当)

業者からの報告書に記載されている個人の書き込み者、個人に関する書き込み内容等は、個人に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人を識別できるため。

(第7条第2号に該当)

法人の印影、業者からの報告書に記載されている法人等の書き込み者、法人等に関する書き込み内容等は、法人等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の権利利益を害するおそれがあるため。

(第7条第4号に該当)

業者からの報告書に記載されている一部の記載内容は、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

(第7条第6号に該当)

契約期間、契約の相手方、契約内容に関する記載に関する記載の一部、及び業者からの報告書の記載内容は、事務の性質上、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

## 2 本件事案の争点

本件異議申立てにおける争点は、次の4点に要約される。

- (1) 本件不開示情報が、条例第7条第1号に該当するか否か
- (2) 本件不開示情報が、条例第7条第2号に該当するか否か
- (3) 本件不開示情報が、条例第7条第4号に該当するか否か
- (4) 本件不開示情報が、条例第7条第6号に該当するか否か

## 3 条例第7条第1号、第2号、第4号又は第6号該当性についての判断

- (1) 争点に関する条例各号の構造

## ア 条例第7条第1号の構造

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定しており、その例外として開示する情報について、（ア）から（ウ）までを下記のとおり列記している。

- （ア）法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- （イ）人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- （ウ）当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）

## イ 条例第7条第2号の構造

条例第7条第2号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定しており、不開示情報から除かれるものについて、同号ただし書で「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定して

いる。

#### ウ 条例第7条第4号の構造

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」を不開示情報として規定している。

#### エ 条例第7条第6号の構造

条例第7条第6号本文は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定しており、不開示とする情報の具体的内容として（ア）から（オ）までを以下のとおり列記している。

- （ア） 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- （イ） 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- （ウ） 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- （エ） 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- （オ） 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

#### （2）判断に当たっての留意点

当審査会が本件不開示情報について上記（1）のアからエまで検討するに当たり、留意した事項は、以下のとおりである。

ア 本件調査業務の政策的当否については、当審査会の審査の範囲外であるこ

と。

当審査会は、開示決定等に係る処分について行政不服審査法による不服申立てがあったときに、実施機関からの諮問に応じて、当該不服申立てについて調査審議をするものである（条例第22条第1項）。この場合の調査審議の範囲は、開示決定等が条例に適合しているかどうかであり、開示決定等の対象たる業務の政策的当否は、基本的に調査審議の範囲から除かれる。

イ 判断の基準時は、本件処分がなされた時点であること。

当審査会の判断の基準時は、本件処分がなされた時点である。すなわち、当審査会は、本件処分時において、当該処分が条例に適合しているかどうかを判断することとなる。ところで、本件処分は、本件委託契約の契約期間中になされている。そのため、契約期間の残りの期間において、本件不開示情報を公にすると、本件調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかも考慮すべきことになる。

### (3) 不開示情報ごとの判断

以上を前提にして、各情報を検討していくと、以下のとおりとなる。

なお、以下の検討では、各情報が条例第7条第1号、第2号、第4号又は第6号の規定に該当するかどうかについて判断し、開示又は不開示の理由の有無について述べるという形式をとっている。その場合、「不開示とする理由がない。」という記述は、そこで引用する根拠規定以外の不開示の根拠規定のいずれにも該当しないという意味を含んでいる。例えば、「当該情報は、条例第7条第1号には該当せず、不開示とする理由がない。」という記述の意味は、「当該情報は、条例第7条第1号には該当せず、また、条例第7条の第1号以外の各号の規定にも該当しないことから、不開示とする理由がない。」という記述の意味である。このような記述形式をとっている理由は、次のとおりである。

- ① この記述形式でも意味の正確性は保てること。
- ② 厳密に正確に記述すると、本答申文がいたずらに複雑になり、その結果、本答申文の理解を困難にすると考えられること。

ここで、各不開示情報について、条例第7条第1号、第2号、第4号又は第6号の該当性について以下で検討するに当たり、実施機関が、不開示の根拠規定の1つとして主張している条例第7条第4号の該当性について、始めに検討しておくこととする。

実施機関は、業者からの報告書に記載されている一部の記載内容は、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

があり、不開示とすべきであると主張している。

当審査会が対象文書を見分したところによると、「月次報告書」、「週次報告書」、「緊急報告書」及び「日次報告書」の中で、書き込み内容等に関する情報の中の一部に、特定の個人を攻撃・中傷する内容と受け取られかねない書き込みがあるのを確認した。

しかし、それらの書き込みの記載内容を公にした場合に、「犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」とまでは一概には言えないと認められるため、上記各報告書の開示理由としては、条例第7条第4号の該当を認めることはできない。また、本件行政文書のうち、上記各報告書以外のいずれの文書についても、不開示理由としては、条例第7条第4号の該当を認めることはできないことをあらかじめ述べておく。

まず、文書2「委託契約書」の開示情報について検討する。

#### ア 法人の印影

実施機関は、契約書等に押印した法人の印影は、当該法人が取引に用いる印の印影であり、事業を行うものの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とすべきであると主張している。

当該印影は、契約書等に押印された法人の印影であるが、法人の事業活動上の内部管理情報であり、広く知られているものではない。そのため、この情報を公にすると、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し、不開示とする理由がある。

#### イ 契約期間

契約期間については、その始期と終期がそれぞれ記載されている。本件処分は、平成24年10月30日付けで行われているが、本件委託契約書の契約期間の始期は本件処分時よりも前であり、当該情報を公にしても、本件処分時以降の本件調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。したがって、契約期間の始期に係る情報は、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がない。

一方、契約期間の終期に係る情報は、本件調査業務がいつまで行われるのかという情報であり、この情報を公にすると、その終期を意識したウェブサイト上の書き込みがなされる可能性を否定できず、それによって、本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。したがって、契約期間の終期に係る情報は、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

ウ 受託者の住所、商号又は名称、代表者

契約の相手方である受託者についての情報を公にすると、ウェブサイト上で、受託者を対象とした書き込みが大量になされるなどの可能性があり、それによって、本件調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。したがって、これらの情報は、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

なお、ウェブサイト上で、受託者を対象とした書き込みが大量になされるなどの可能性がある点については、この情報を公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号の法人情報に該当し、不開示とする理由があるともいうことができる。

エ 第3条（業務計画書の提出等）第1項及び第2項

当該箇所には、本件委託に伴う業務計画書の提出等についての定めが記載されている。実施機関は不開示としているが、一般に、委託契約においては、当該委託業務が適正に履行されることを目的として、事前に業務計画書を提出させ、必要に応じて発注者側から指示を出すことは通常定型的に見られるものである。そのため、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由はない。

「風評被害防止ウェブサイト調査業務委託」仕様書のうち、次の項目の記載内容

- オ 2 業務概要
- カ 3 履行期間
- キ 4 調査対象
- ク 5 具体的内容
- ケ 6 全般的注意事項
- コ 7 その他

「風評被害防止ウェブサイト調査業務委託」仕様書は、委託契約書の一部を構成しており、同仕様書には、本件委託業務の仕様が記載されている。これらの項目のうち、「3 履行期間」の項目には、その始期と終期が記載されている。上記イで述べたのと同様に、履行期間の始期に係る情報は、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がないが、履行期間の終期に係る情報は、公にすると本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

しかし、履行期間の終期以外の情報は、一般の委託契約において通常見られる内容ということができ、これらを公にしても、受託者及び履行期間の終

期が不開示となっている状況の下では、本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。したがって、履行期間の終期以外の情報は、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がない。

次に、文書3「風評被害防止ウェブサイト調査業務委託契約伺い関係文書」について検討する。

「風評被害防止ウェブサイト調査業務委託契約伺い関係文書」中、「風評被害防止ウェブサイト調査業務委託契約の締結及び経費の支出についての起案書」のうち、次の項目の記載内容

#### サ 3 契約期間

上記イで述べたように、契約期間の始期に係る情報は、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がないが、契約期間の終期に係る情報は、公にすると本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

#### シ 4 契約方法の（特命理由及び指名基準の例外的取扱い）の「本件業務委託は、」の直後から「は本市登録業者ではないため、」の直前までの部分

当該部分には、複数の業者の中から契約の相手方として受託業者を選定した理由等が記載されている。実施機関は不開示としているが、受託業者名が不開示であれば、その他の部分を開示しても本件調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないと考えられるため、受託業者名以外の部分については、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がない。

#### ス 8 委託先

上記ウで述べたように、委託先についての情報は、公にすると本件調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

「支出負担行為伺書（予定）」のうち、次の項目の記載内容

#### セ 契約期間

上記イで述べたように、契約期間の始期に係る情報は、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がないが、契約期間の終期に係る情報は、公にすると本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

#### ソ 摘要の項の1行目の契約期間及び2行目の全て

契約期間については、上記イで述べたように、契約期間の始期に係る情報は、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がないが、契約期間の終期に係る情報は、公にすると本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

また、2行目部分には、費用の積算根拠が記載されている。費用の積算根拠は、これを公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第7条第2号には該当せず、不開示とする理由がない。

「「風評被害防止ウェブサイト調査業務委託」仕様書」のうち、次の項目の記載内容

- タ 2 業務概要
- チ 3 履行期間
- ツ 4 調査対象
- テ 5 具体的内容
- ト 6 全般的注意事項
- ナ 7 その他

上記オからコまでで述べたように、「3 履行期間」の項目中、履行期間の始期に係る情報は、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がないが、履行期間の終期に係る情報は、公にすると本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

しかし、履行期間の終期以外の情報は、一般の委託契約において通常見られる内容ということができ、これらを公にしても、受託者及び履行期間の終期が不開示となっている状況の下では、本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がない。

ニ 「ウェブサイト調査フロー図」のうち、表題を除く全て

当該文書は、今回のウェブサイト調査業務の一連の流れについて、委託業者と北九州市の関係をフロー図にまとめたものである。実施機関は、表題以外を全て不開示としているが、受託業者の記載はなく、公にしても本件調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないため、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がない。

ヌ 「ウェブサイト調査の専門業者について」のうち、表題を除く全て

当該文書は、企画書を提出した複数のウェブサイト調査の専門業者について、受託業者を選定するに当たり、各業者に対する評価の内容について一覧表にまとめたものである。実施機関は、表題以外を全て不開示としているが、業者名を不開示にすれば、それ以外の部分を公にしても法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないため、業者名以外の部分については、条例第7条第2号には該当せず、不開示とする理由がない。

ネ 「評価の内容と主な観点」のうち、表題を除く全て

当該文書は、企画書を提出したウェブサイト調査の各専門業者について、受託業者を選定するに当たり、各業者の企画内容を評価する際の観点について一覧表にまとめたものである。実施機関は、表題以外を全て不開示としているが、受託業者の記載はなく、公にしても本件調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないため、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がない。

ノ 「各業者からの企画書（見積書を含む。）」のうち、契約業者の企画書1枚目表面の業者名、1枚目裏面以降の企画書の内容の全て、見積書中の業者名、業者の印影、代表者、住所、電話番号、ファックス番号、件名、対策の内容及び費用の積算根拠、契約に至らなかった業者の企画書（見積書を含む。）の全て

当該文書は、各業者が北九州市に提出した企画書と見積書である。

まず、契約業者の企画書と見積書について検討する。

契約業者の企画書のうち、1枚目表面の業者名は、公になることで、上記ウで述べたように本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。したがって、この情報は、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

また、契約業者の企画書1枚目裏面以降の企画書の内容の全ては、企業のノウハウに該当する内容であり、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第7条第2号に該当し、不開示とする理由がある。

契約業者の見積書のうち、業者名、代表者、住所、電話番号、ファックス番号及び対策の内容については、公になることで、上記ウで述べたように本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。したがって、これらの情報は、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

また、契約業者の見積書のうち、業者の印影は、法人の事業活動上の内部

管理情報であるため、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第7条第2号に該当し、不開示とする理由がある。

しかし、契約業者の見積書中、業者名、業者の印影、代表者、住所、電話番号及びファックス番号並びに風評被害対策の具体的な記載部分を除くその他の部分については、公にしても法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないため、条例第7条第2号には該当せず、不開示とする理由がない。

次に、契約に至らなかった業者の企画書及び見積書についてであるが、実施機関はいずれも全部不開示としている。これらの情報は、企業のノウハウに該当する内容を含んでいるとともに、契約に至らなかったという事実をもって、競争の敗者という印象を持たれ、公にすると当該業者の社会的評価の低下を招く可能性を否定できない。したがって、これらの情報は、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第7条第2号に該当し、不開示とする理由がある。

「指名基準の例外的取扱いについて」のうち、次の項目の記載内容

ハ 2 業務内容

ヒ 4 規定に該当する理由

当該文書は、市が有資格者名簿によらない随意契約の相手方の選定等について、例外的な取扱いをすることについて記載したものである。実施機関は「2 業務内容」及び「4 規定に該当する理由」を不開示としているが、これらの部分は、受託業者の記載がないため、公にしても本件調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないため、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がない。

「委託契約書（案）」のうち、次の項目の記載内容

フ 4 契約期間

上記イで述べたように、契約期間の始期に係る情報は、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がないが、契約期間の終期に係る情報は、公にすると本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

ヘ 受託者の住所、商号又は名称、代表者

上記ウで述べたように、受託者についての情報は、公にすると本件調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条

第6号に該当し、不開示とする理由がある。

ホ 第3条（業務計画書の提出等）第1項及び第2項

上記エで述べたように、一般に、委託契約においては、当該委託業務が適正に履行されることを目的として、事前に業務計画書を提出させ、必要に応じて発注者側から指示を出すことは通常定型的に見られるものであるため、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由はない。

マ 「予定価格調書（案）」のうち、委託業務名及び合計金額を除く全て

当該文書は、委託契約を締結するに当たり市が作成した予定価格調書である。実施機関は不開示としている。上記イで述べたように、「委託期間」の始期に係る情報は、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がないが、「委託期間」の終期に係る情報は、公にすると本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。また、「委託期間」の日数、「1 人件費」及び「2 事務費」の積算部分を除いた他の部分は、開示しても本件調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないため、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がない。

次に、文書4「調査の基本的考え方に関する文書」、  
文書5「サイト一覧に関する文書」、  
文書6「調査の対応手順に関する文書」、  
文書7「注視に関する文書」について、それぞれ検討する。

ミ 文書4「調査の基本的考え方に関する文書」の全て

ム 文書5「サイト一覧に関する文書」の全て

メ 文書6「調査の対応手順に関する文書」の全て

モ 文書7「注視に関する文書」の全て

これらの文書は、いずれも市の委託業者からの情報提供資料である。実施機関は、全部不開示としている。

これらの文書の内容については、市の委託業者の風評被害防止調査に関する企業のノウハウに関する情報が含まれており、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第2号に該当し、不開示とする理由がある。

なお、これらの情報を公にすると、ウェブサイト上で、調査内容等を意識した書き込みがなされるなどの可能性があり、本件調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを否定できないため、これらの情報は、条例

第7条第6号に該当し、不開示とする理由があるともいうことができる。

次に、文書8「月次報告書」について検討する。

ヤ 文書8「月次報告書」の全て

当該文書は、月ごとを単位としたウェブサイトの調査に関する業者からの報告書である。実施機関は、全部不開示としている。

これらの情報は、いずれも市の委託業者がインターネット上のウェブサイトから抽出・分類した情報であって、その中には特定の個人の氏名のほか、アカウント（インターネット上の様々なサービスやコンピュータそのものを使用するための登録名のこと。通常、ID（名前のようなもの）とパスワード（使用者本人だけにしかわからない暗号のような文字列・数列から成るもの）で構成される。）、URL（インターネット上にあるページ（記事）の位置を表す「住所」のようなもの）など、個人に関する情報が含まれている。当該情報は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第7条第1号に該当し、不開示とする理由がある。

加えて、書き込み情報については、ウェブサイト上で公になっていると言えども、市の委託業者により抽出・分類され、報告書の形でまとめられた時点で、もはや「公にされている情報」そのままとはいえない状態になっており、加工、編集が行われた後の状態であって、その意味からも、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第7条第1号に該当し、不開示とする理由がある。

また、ウェブサイト上の個人による書き込み内容に関する情報は、市の委託業者がインターネット上のウェブサイトから抽出・分類した情報であるが、抽出・分類した時点で、市の意思が反映したものとして取り扱われるため、公にすることにより、その情報を意識してウェブサイト上に更なる書き込みがなされる可能性を否定できず、それによって、本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれが認められる。したがって、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

その他に、当該月の動向や今後の見通しと対策について、市の委託業者が分析した内容があるが、これについても公にすることで、その情報を意識してウェブサイト上に更なる書き込みがなされる可能性を否定できず、それによって、本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれが認められる。したがって、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

しかし、報告書のページ番号のほか、表紙に書かれた表題及び日付、報告書の内容のうち、記載内容の表題、調査件数に関する表の表頭、日付及びサイトごとの調査件数やそのグラフは、公にしても本件調査業務の適正な遂行

に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がない。

次に、文書9「週次報告書」について検討する。

ユ 文書9「週次報告書」の全て

当該文書は、週ごとを単位としたウェブサイトの調査に関する業者からの報告書である。実施機関は、全部不開示としている。

これらの情報は、いずれも市の委託業者がインターネット上のウェブサイトから抽出・分類した情報であって、その中には特定の個人の氏名のほか、アカウント、URLなど、個人に関する情報が含まれている。当該情報は、上記ヤで述べたように、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第7条第1号に該当し、不開示とする理由がある。

また、ウェブサイト上の個人による書き込み内容に関する情報は、市の委託業者がインターネット上のウェブサイトから抽出・分類した情報であるが、抽出・分類した時点で、市の意思が反映したものとして取り扱われるため、当該情報は、上記ヤで述べたように、公にすることにより、その情報を意識してウェブサイト上に更なる書き込みがなされる可能性を否定できず、それによって、本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれが認められる。したがって、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

その他に、その週の動向を始めとした市の委託業者の分析結果についての内容があるが、これについても公にすることで、その情報を意識してウェブサイト上に更なる書き込みがなされる可能性を否定できず、それによって、本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれが認められる。したがって、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

しかし、報告書のページ番号のほか、表紙に書かれた表題及び日付、報告書の内容のうち、記載内容の表題、調査件数に関する表の表頭、日付及びサイトごとの調査件数やそのグラフは、公にしても本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がない。

次に、文書10「緊急報告書」について検討する。

ヨ 文書10「緊急報告書」の全て

当該文書は、ウェブサイトの調査に関し、緊急報告として提出された業者からの報告書である。実施機関は、全部不開示としている。

その中には特定の個人の氏名のほか、アカウント、URLなど、個人に関する情報が含まれている。当該情報は、上記ヤで述べたように、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第7条第1号に該当し、不開示とする理由がある。

また、ウェブサイト上の個人による書き込み内容に関する情報は、市の委託業者がインターネット上のウェブサイトから抽出・分類した情報であるが、抽出・分類した時点で、市の意思が反映したものとして取り扱われるため、当該情報は、上記ヤで述べたように、公にすることにより、その情報を意識してウェブサイト上に更なる書き込みがなされる可能性を否定できず、それによって、本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれが認められる。したがって、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

しかし、報告書の表題、概況の表題部分、サイト別調査件数の表の表題と表の全て、書き込み一覧の表の表題のほか、表頭並びに番号、媒体、日付及び備考の各欄の記載は、公にしても本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がない。

次に、文書11「日次報告書」について検討する。

#### ン 文書11「日次報告書」の全て

当該文書は、一日を単位としたウェブサイトの調査に関する業者からの報告書である。実施機関は、全部不開示としている。

これらの情報は、いずれも市の委託業者がインターネット上のウェブサイトから抽出・分類した情報である。

その中には特定の個人の氏名のほか、URL、アカウントなど、個人に関する情報が含まれている。当該情報は、上記ヤで述べたように、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第7条第1号に該当し、不開示とする理由がある。

また、法人に関する書き込み内容等に関する情報があり、その中には特定の法人に関する情報が含まれており、当該情報は、公にすることにより、法人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第2号に該当し、不開示とする理由がある。

さらに、ウェブサイト上の個人による書き込み内容等に関する情報があり、これらの内容は、抽出・分類した時点で、市の意思が反映したものとして取り扱われるため、当該情報は、上記ヤで述べたように、公にすることにより、その情報を意識してウェブサイト上に更なる書き込みがなされる可能性を否定できず、それによって、本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれ

が認められる。したがって、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

しかし、報告書の表題、概況の表題部分、サイト別調査件数の表の表題、表頭、サイト名及び調査件数、書き込み一覧の表の表題のほか、表頭並びに番号、媒体及び日付の各欄の記載は、公にしても本件調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないため、当該部分については、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がない。

したがって、本件不開示情報のうち別表記載の部分については、条例第7条第1号、第2号、第4号又は第6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### 4 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関の本件処分において不開示とされた情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

#### 北九州市情報公開審査会

会	長	中野敬一
会長職務代理者		高木康衣
委	員	五十嵐享平
委	員	田村奈々子
委	員	中谷淳子

別表

文書名	開示すべき部分
委託契約書 (文書2)	1枚目表面 「4 契約期間」の始期 1枚目裏面 「第3条第1項及び第2項」の全て 4枚目表面 「2 業務概要」の全て、 「3 履行期間」の始期、 「4 調査対象」の全て、 「5 具体的内容」の全て 4枚目裏面 「6 全般的注意事項」の全て、 「7 その他」の全て
風評被害防止ウェブサイト調査業務委託 契約伺い関係文書 (文書3)	1枚目表面 「3 契約期間」の始期、 「4 契約方法」の「(特命理由及び指名基準の例外的取扱い)」の「本件業務委託は、」の直後から「は本市登録業者ではないため、」の直前までの部分中、業者名を除く全て 2枚目表面 「契約期間」の始期、 「摘要」の1行目の契約期間の始期及び2行目の全て 3枚目表面 「2 業務概要」の全て、 「3 履行期間」の始期、 「4 調査対象」の全て、 「5 具体的内容」の全て 3枚目裏面 「6 全般的注意事項」の全て、 「7 その他」の全て 4枚目表面 全て 5枚目表面 業者名を除く全て 6枚目表面 全て 23枚目表面 「件名」、 「No.、品名・仕様、単価、数量、税抜金額、税込金額」の欄中、7行目の風評被害対策の右側( )内を除く全て 58枚目表面 「2 業務内容」の全て、 「4 規定に該当する理由」の全て 69枚目表面 「4 契約期間」の始期 69枚目裏面 「第3条第1項及び第2項」の全て

	<p>7 3 枚目表面 「委託期間」という表題及びその始期、 「1 人件費」という表題及びその各内訳の積算後の金額（積算式を除く。）、 「2 事務費」という表題及びその積算後の金額（積算式を除く。）、 「3 消費税」という表題及びその全て</p>
<p>月次報告書 (文書8)</p>	<p>1 枚目表面 中央部の「表題」及び「日付」、 下部の「ページ番号」</p> <p>1 枚目裏面 冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」</p> <p>2 枚目表面 冒頭の「表題」の1文字目から10文字目まで、 「日付」及び「調査件数」の欄の全て、 「風評被害件数」の欄の表頭のみ、 下部の「ページ番号」</p> <p>2 枚目裏面 「業者名」を除く全て</p> <p>3 枚目表面 「業者名」を除く全て</p> <p>3 枚目裏面 冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」</p> <p>4 枚目表面 冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」</p> <p>4 枚目裏面 下部の「ページ番号」</p> <p>5 枚目表面 下部の「ページ番号」</p> <p>5 枚目裏面 冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」</p> <p>6 枚目表面 冒頭の「表題」、 上部の「TOPIX (8月)」の表題のみ、 「1週目 TOPIX」の全て、 「2週目 TOPIX」の全て、 「3週目 TOPIX」の表題のみ、 「4週目 TOPIX」の表題のみ、 中央部の「twitter・ブログ・2ちゃんねる 調査件数一覧」の表題及び調査件数の表、 下部の「調査件数」のグラフ</p>
<p>週次報告書 (文書9)</p>	<p>1 枚目表面 中央部の「表題」及び「日付」、下部の「ページ番号」</p> <p>1 枚目裏面 冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」</p> <p>2 枚目表面 冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」</p> <p>2 枚目裏面 下部の「ページ番号」</p>

3枚目表面	下部の「ページ番号」
3枚目裏面	下部の「ページ番号」
4枚目表面	下部の「ページ番号」
4枚目裏面	下部の「ページ番号」
5枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
5枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
6枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
6枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
7枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
7枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
8枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
8枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
9枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
10枚目表面	冒頭の「表題」、 上部の「TOPIX (10/22~10/28)」の表 題のみ、 中央部の「twitter・ブログ・2ちゃんね る調査件数一覧」の表題、 「調査件数」の表、 下部の「調査件数のグラフ」
11枚目表面	「日付」及び「調査件数」の欄の記載、 「風評被害の記述のある件数」の欄の表頭 のみ
11枚目裏面	全て
13枚目表面	中央部の「表題」及び「日付」、 下部の「ページ番号」
13枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
14枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
14枚目裏面	下部の「ページ番号」
15枚目表面	下部の「ページ番号」
15枚目裏面	下部の「ページ番号」
16枚目表面	下部の「ページ番号」
16枚目裏面	下部の「ページ番号」
17枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
17枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」

1 8 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
1 8 枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
1 9 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
1 9 枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
2 0 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
2 0 枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
2 1 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
2 1 枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
2 2 枚目表面	上部の「TOPIX (10/15~10/21)」の表題のみ、 中央部の「twitter・ブログ・2ちゃんねる調査件数一覧」の表題、 「調査件数」の表、 下部の「調査件数のグラフ」
2 3 枚目表面	「日付」及び「調査件数」の欄の記載、 「風評被害の記述のある件数」の欄の表頭のみ
2 3 枚目裏面	全て
2 5 枚目表面	中央部の「表題」及び「日付」、 下部の「ページ番号」
2 5 枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
2 6 枚目表面	下部の「ページ番号」
2 6 枚目裏面	下部の「ページ番号」
2 7 枚目表面	下部の「ページ番号」
2 7 枚目裏面	下部の「ページ番号」
2 8 枚目表面	下部の「ページ番号」
2 8 枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
2 9 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
2 9 枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
3 0 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
3 0 枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
3 1 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
3 1 枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
3 2 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
3 3 枚目表面	冒頭の「表題」、

	<p>上部の「TOPIX (10/8~10/14)」の表題のみ、</p> <p>中央部の「twitter・ブログ・2ちゃんねる調査件数一覧」の表題、</p> <p>「調査件数」の表、</p> <p>下部の「調査件数のグラフ」</p>
3 4 枚目表面	<p>「日付」及び「調査件数」の欄の記載、</p> <p>「風評被害の記述のある件数」の欄の表頭のみ</p>
3 4 枚目裏面	全て
3 6 枚目表面	中央部の「表題」及び「日付」、下部の「ページ番号」
3 6 枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
3 7 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
3 7 枚目裏面	下部の「ページ番号」
3 8 枚目表面	下部の「ページ番号」
3 8 枚目裏面	下部の「ページ番号」
3 9 枚目表面	下部の「ページ番号」
3 9 枚目裏面	下部の「ページ番号」
4 0 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
4 0 枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
4 1 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
4 1 枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
4 2 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
4 2 枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
4 3 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
4 4 枚目表面	<p>冒頭の「表題」、</p> <p>上部の「TOPIX (10/1~10/7)」の表題のみ、</p> <p>中央部の「twitter・ブログ・2ちゃんねる調査件数一覧」の表題、</p> <p>「調査件数」の表、</p> <p>下部の「調査件数のグラフ」、</p> <p>「ページ番号」</p>
4 5 枚目表面	「日付」及び「調査件数」の欄の記載、

	「風評被害の記述のある件数」の欄の表頭のみ
4 6 枚目表面	全て
4 7 枚目表面	中央部の「表題」及び「日付」、 下部の「ページ番号」
4 7 枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
4 8 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
4 8 枚目裏面	下部の「ページ番号」
4 9 枚目表面	下部の「ページ番号」
4 9 枚目裏面	下部の「ページ番号」
5 0 枚目表面	下部の「ページ番号」
5 0 枚目裏面	下部の「ページ番号」
5 1 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
5 1 枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
5 2 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
5 2 枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
5 3 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
5 4 枚目表面	冒頭の「表題」、 上部の「TOPIX (9/24~9/30)」の表題 のみ、 中央部の「twitter・ブログ・2ちゃんね る調査件数一覧」の表題、 「調査件数」の表、 下部の「調査件数のグラフ」
5 5 枚目表面	「日付」及び「調査件数」の欄の記載、 「風評被害件数」の欄の表頭のみ
5 6 枚目表面	全て
5 7 枚目表面	中央部の「表題」及び「日付」、 下部の「ページ番号」
5 7 枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
5 8 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
5 8 枚目裏面	下部の「ページ番号」
5 9 枚目表面	下部の「ページ番号」
5 9 枚目裏面	下部の「ページ番号」
6 0 枚目表面	下部の「ページ番号」
6 0 枚目裏面	下部の「ページ番号」

6 1 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
6 1 枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
6 2 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
6 2 枚目裏面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
6 3 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
6 4 枚目表面	冒頭の「表題」、 上部の「TOPIX (9/17～9/23)」の表題のみ、 中央部の「twitter・ブログ・2ちゃんねる調査件数一覧」の表題、 「調査件数」の表、 下部の「調査件数のグラフ」
6 5 枚目表面	「日付」及び「調査件数」の欄の記載、 「風評被害件数」の欄の表頭のみ
6 6 枚目表面	全て
6 8 枚目表面	中央部の「表題」及び「日付」、下部の「ページ番号」
6 8 枚目裏面	下部の「ページ番号」
6 9 枚目表面	下部の「ページ番号」
6 9 枚目裏面	下部の「ページ番号」
7 0 枚目表面	下部の「ページ番号」
7 0 枚目裏面	下部の「ページ番号」
7 1 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
7 2 枚目表面	冒頭の「表題」及び下部の「ページ番号」
7 3 枚目表面	冒頭の「表題」、 上部の「TOPIX (9/10～9/16)」の表題のみ、 中央部の「twitter・ブログ・2ちゃんねる調査件数一覧」の表題、 「調査件数」の表、 下部の「調査件数のグラフ」
7 4 枚目表面	冒頭の「表題」、 上部の「TOPIX (9/3～9/9)」の表題のみ、 中央部の「twitter・ブログ・2ちゃんねる調査件数一覧」の表題、 「調査件数」の表、 下部の「調査件数のグラフ」

	<p>る調査件数一覧」の表題、 「調査件数」の表、 下部の「調査件数のグラフ」</p> <p>7 5 枚目表面 冒頭の「表題」、 上部の「TOPIX (8/27~9/2)」の表題のみ、 中央部の「twitter・ブログ・2ちゃんねる調査件数一覧」の表題、 「調査件数」の表、 下部の「調査件数のグラフ」</p> <p>7 6 枚目表面 冒頭の「表題」、 上部の「TOPIX (8/20~8/26)」の表題のみ、 中央部の「twitter・ブログ・2ちゃんねる調査件数一覧」の表題、 「調査件数」の表、 下部の「調査件数のグラフ」</p>
<p>緊急報告書 (文書10)</p>	<p>1 枚目表面 冒頭の「表題」、 「概況」の表題のみ</p> <p>2 枚目表面 冒頭の「表題」、 「概況」の表題のみ、 「サイト別調査件数 (0~24 時)」の表題と表の全て、 「書き込み一覧 (0~24 時)」の「表題」及び「表頭」並びに「番号」、「媒体」、「日付」及び「備考」の各欄の記載</p> <p>3 枚目表面 冒頭の「表題」、 「概況」の表題のみ、 「サイト別調査件数 (0~24 時)」の表題と表の全て、 「書き込み一覧 (0~24 時)」の「表題」及び「表頭」並びに「番号」、「媒体」、「日付」及び「備考」の各欄の記載</p> <p>4 枚目表面 冒頭の「表題」、 「概況」の表題のみ、</p>

	<p>「サイト別調査件数（0～24 時）」の表題と表の全て、</p> <p>「書き込み一覧（0～24 時）」の「表題」及び「表頭」並びに「番号」、「媒体」、「日付」及び「備考」の各欄の記載</p>
<p>日次報告書 （文書 1 1）</p>	<p>1 枚目表面 冒頭の「表題」、 「概況」の表題のみ、 「サイト別調査件数（0～24 時）」の表題、 表頭の調査件数と対象件数、サイト名、調査件数の欄の記載、 「書き込み一覧（0～24 時）」の「表題」及び「表頭」並びに「番号」、「媒体」及び「日付」の各欄の記載</p> <p>1 枚目裏面から 4 枚目表面まで 冒頭の「表題」並びに「番号」、「媒体」及び「日付」の各欄の記載</p> <p>日次報告書は、各日付ごとに作成されているが、当該日の 1 枚目表面の開示すべき部分及び 1 枚目裏面から当該日の最後まで開示すべき部分は、それぞれ上記のようになっており、開示すべき部分は、それと同じパターンの繰り返しである。</p> <p>そこで、5 枚目表面以降については、当該日の 1 枚目表面の開示すべき部分の表記を「A」、1 枚目裏面から当該日の最後まで開示すべき部分の表記を「B」とする。</p> <p>5 枚目表面 A 5 枚目裏面から 9 枚目裏面まで B 1 0 枚目表面 A 1 0 枚目裏面から 1 3 枚目裏面まで B 1 4 枚目表面 A 1 4 枚目裏面から 1 8 枚目表面まで B 1 9 枚目表面 A 1 9 枚目裏面から 2 3 枚目表面まで B</p>

24枚目表面 A  
24枚目裏面から26枚目裏面まで B  
27枚目表面 A  
27枚目裏面から30枚目表面まで B  
31枚目表面 A  
31枚目裏面から33枚目裏面まで B  
34枚目表面 A  
34枚目裏面から36枚目表面まで B  
37枚目表面 A  
37枚目裏面から41枚目裏面まで B  
42枚目表面 A  
42枚目裏面から46枚目裏面まで B  
47枚目表面 A  
47枚目裏面から49枚目裏面まで B  
50枚目表面 A  
50枚目裏面から52枚目表面まで B  
53枚目表面 A  
53枚目裏面から56枚目裏面まで B  
57枚目表面 A  
57枚目裏面から59枚目裏面まで B  
60枚目表面 A  
60枚目裏面から64枚目表面まで B  
65枚目表面 A  
65枚目裏面から68枚目表面まで B  
69枚目表面 A  
69枚目裏面から73枚目裏面まで B  
74枚目表面 A  
74枚目裏面から78枚目裏面まで B  
79枚目表面 A  
79枚目裏面から83枚目表面まで B  
84枚目表面 A  
84枚目裏面から88枚目裏面まで B  
89枚目表面 A  
89枚目裏面から92枚目裏面まで B  
93枚目表面 A

9 3 枚目裏面から9 6 枚目裏面まで B  
9 7 枚目表面 A  
9 7 枚目裏面から1 0 3 枚目表面まで B  
1 0 4 枚目表面 A  
1 0 4 枚目裏面から1 0 9 枚目表面まで B  
1 1 0 枚目表面 A  
1 1 0 枚目裏面から1 1 6 枚目表面まで B  
1 1 7 枚目表面 A  
1 1 7 枚目裏面から1 2 2 枚目表面まで B  
1 2 3 枚目表面 A  
1 2 3 枚目裏面から1 2 7 枚目表面まで B  
1 2 8 枚目表面 A  
1 2 8 枚目裏面から1 3 1 枚目表面まで B  
1 3 2 枚目表面 A  
1 3 2 枚目裏面から1 3 7 枚目裏面まで B  
1 3 8 枚目表面 A  
1 3 8 枚目裏面から1 4 3 枚目裏面まで B  
1 4 4 枚目表面 A  
1 4 4 枚目裏面から1 4 9 枚目裏面まで B  
1 5 0 枚目表面 A  
1 5 0 枚目裏面から1 5 7 枚目表面まで B  
1 5 8 枚目表面 A  
1 5 8 枚目裏面から1 6 4 枚目表面まで B  
1 6 5 枚目表面 A  
1 6 5 枚目裏面から1 7 2 枚目裏面まで B  
1 7 3 枚目表面 A  
1 7 3 枚目裏面から1 8 2 枚目裏面まで B  
1 8 3 枚目表面 A  
1 8 3 枚目裏面から1 9 0 枚目表面まで B  
1 9 1 枚目表面 A  
1 9 1 枚目裏面から1 9 7 枚目裏面まで B  
1 9 8 枚目表面 A  
1 9 8 枚目裏面から2 0 5 枚目表面まで B  
2 0 6 枚目表面 A  
2 0 6 枚目裏面から2 1 1 枚目裏面まで B

2 1 2枚目表面 A  
2 1 2枚目裏面から2 1 7枚目表面まで B  
2 1 8枚目表面 A  
2 1 8枚目裏面から2 2 1枚目表面まで B  
2 2 2枚目表面 A  
2 2 2枚目裏面から2 2 9枚目表面まで B  
2 3 0枚目表面 A  
2 3 0枚目裏面から2 3 7枚目表面まで B  
2 3 8枚目表面 A  
2 3 8枚目裏面から2 5 3枚目裏面まで B  
2 5 4枚目表面 A  
2 5 4枚目裏面から2 6 4枚目表面まで B  
2 6 5枚目表面 A  
2 6 5枚目裏面から2 7 3枚目表面まで B  
2 7 4枚目表面 A  
2 7 4枚目裏面から2 8 0枚目裏面まで B  
2 8 1枚目表面 A  
2 8 1枚目裏面から2 8 6枚目表面まで B  
2 8 7枚目表面 A  
2 8 7枚目裏面から2 9 1枚目表面まで B  
2 9 2枚目表面 A  
2 9 2枚目裏面から2 9 5枚目表面まで B  
2 9 6枚目表面 A  
2 9 6枚目裏面から2 9 8枚目表面まで B  
2 9 9枚目表面 A  
2 9 9枚目裏面から3 1 2枚目表面まで B  
3 1 3枚目表面 A  
3 1 3枚目裏面から3 1 9枚目表面まで B  
3 2 0枚目表面 A  
3 2 0枚目裏面から3 2 1枚目表面まで B  
3 2 2枚目表面 A  
3 2 2枚目裏面から3 2 5枚目裏面まで B  
3 2 6枚目表面 A  
3 2 6枚目裏面から3 3 4枚目表面まで B  
3 3 5枚目表面 A

335枚目裏面から339枚目裏面まで B  
340枚目表面 A  
340枚目裏面から343枚目裏面まで B  
344枚目表面 A  
344枚目裏面から348枚目表面まで B  
349枚目表面 A  
349枚目裏面から359枚目表面まで B  
360枚目表面 A  
360枚目裏面から363枚目表面まで B  
364枚目表面 A  
364枚目裏面から368枚目裏面まで B  
369枚目表面 A  
369枚目裏面から373枚目表面まで B  
374枚目表面 A  
374枚目裏面から376枚目裏面まで B  
377枚目表面 A  
377枚目裏面から388枚目裏面まで B  
389枚目表面 A  
389枚目裏面から393枚目表面まで B  
394枚目表面 A  
394枚目裏面から397枚目裏面まで B  
398枚目表面 A  
398枚目裏面から402枚目裏面まで B  
403枚目表面 A  
403枚目裏面から413枚目裏面まで B  
414枚目表面 A  
414枚目裏面から416枚目裏面まで B  
417枚目表面 A  
417枚目裏面から418枚目裏面まで B  
419枚目表面 A  
419枚目裏面から423枚目表面まで B  
424枚目表面 A  
424枚目裏面から427枚目裏面まで B  
428枚目表面 A  
428枚目裏面から432枚目表面まで B